

基本目標 I 男女共同参画についての理解を深める基盤づくり

男女共同参画についての理解を深めることは、男女共同参画社会の形成における基盤となるものであることから、市民一人ひとりが正しい認識を深め行動できるように、幅広い広報・啓発活動や教育・学習を推進します。

【重点事業選定の考え方】

- 1 課題に対して効果が高いもの
- 2 市民のニーズがあり早期の取組が求められているもの
- 3 男女共同参画の推進に直接的にかかわり先導性のあるもの

●：重点事業

施策の方向	取り組むべき施策	施策・事業
1 男女共同参画の意識づくり	(1) 男女共同参画の理解を促す 広報・啓発活動	○ 男女共同参画推進月間の実施 ● ときめく未来へ参画会議の開催 ○ 男女共同参画に関する情報提供 ○ ふれあいのある家庭づくり事業の実施 ○ 市職員への啓発
	(2) 男女共同参画の意識を高める 学習の推進	● 男女共同参画推進講座の開催 ○ 若者への啓発
2 男女共同参画の視点に立った教育の推進	(1) 男女共同参画の視点に立った 家庭教育支援の充実	● 家庭教育に関する意識啓発事業の実施 ○ 家庭教育に関する学習機会の提供 ○ 男女共同参画推進講座の開催
	(2) 男女共同参画の視点に立った 学校教育の推進	○ 人権（男女平等）教育の推進 ● 男女共同参画教育参考資料の改訂と活用 ○ 若者への性教育の充実 ○ 教職員を対象とした男女平等教育の研修促進

施策の方向 1

男女共同参画の意識づくり

男女共同参画社会の実現のため、すべての人が男女共同参画を正しく理解し、意識を深められるよう啓発活動や学習を推進します。

取組むべき施策 1

男女共同参画の理解を促す広報・啓発活動

事業番号	施策・事業	対象	具体的内容
1	男女共同参画推進月間の実施	全市民	10月を「うつのみや男女共同参画推進月間」とし、講演会やパネル展示など集中的に事業を実施します。
2 重点	ときめく未来へ参画会議の開催	全市民	男女共同参画社会の実現に向けた実践的な展開を図るため、市民と協働で討論会やイベントなどを開催します。
3	男女共同参画に関する情報提供	全市民	男女共同参画の正しい理解を促進するため、男女共同参画に関する情報を積極的に提供します。 <ul style="list-style-type: none">○ 男女共同参画施策の解説や取組状況を紹介する男女共同参画啓発誌「ぱーとなーしっぷ」の発行・周知○ 男女共同参画推進センターの事業紹介などを盛り込んだ「男女共同参画推進センターだより」の発行・周知○ 広報うつのみや、市ホームページによる情報発信○ 市役所・男女共同参画推進センター情報コーナーの充実
4	ふれあいのある家庭づくり事業の実施	全市民	第3日曜日の「家庭の日」を推進し、ふれあいを通して家族の絆を深めることを促すことで、家族が協力・尊重しあう男女共同参画意識を高めます。
5	市職員への啓発	市職員	職員が男女共同参画の意義や内容を理解し、市民に向けて正しい情報発信や行動がとれるよう、情報発信や研修を行います。 <ul style="list-style-type: none">○ 庁内LANを利用した啓発○ 人権研修・セクシュアル・ハラスメント防止研修の実施○ 男女共同参画の視点からの表現ガイドラインの周知○ 保育士対象の男女共同参画講座の実施

男女共同参画の意識を高める学習の推進

事業番号	施策・事業	対象	具体的内容
6 重点	男女共同参画推進講座の開催	全市民	<p>家庭・学校・地域・職場などあらゆる分野における男女共同参画を推進するため、男女共同参画の推進に関する各種講座を開催します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 男女共同参画推進出前講座の実施 ○ ワークショップ形式「男女共同参画推進地域参画塾」の実施 ○ 男女共同参画推進センター講座の開催
7	若者への啓発	中学 1・2年生 高校生 大学生	<p>次代を担う若者を対象として、男女共同参画意識を醸成する啓発事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 男女共同参画社会づくり標語等コンクールの実施 ○ パートナーシップ甲子園（男女共同参画料理コンテスト）の開催

施策の方向 2

男女共同参画の視点に立った教育の推進

男女共同参画を進めていくためには子どもから大人まで、男女共同参画についての正しい教育を受けることが大切です。特に幼少時代から男女が性別にとらわれず互いを尊重する意識を形成するための教育を受けることが非常に重要です。また、子どもは、保護者や教職員の性別役割感やしつけなどの影響を受けやすいことから、保護者や教職員に対する男女共同参画に関する教育の支援もあわせて行う必要があります。

取組むべき施策 1

男女共同参画の視点に立った家庭教育支援の推進

事業番号	施策・事業	対象	具体的内容
8 重点	家庭教育に関する意識啓発事業の実施	保護者	男女が互いを尊重し理解しあうような子どもの人間形成を図るため、保護者等に家庭教育の重要性についての意識啓発を図ります。 ○ 情報誌の発行・周知 ○ ビデオ等啓発資料の作成・配布
9	家庭教育に関する学習機会の提供	保護者	家庭教育力の向上を目指し、保護者の教育能力の向上を図るための学習機会への参加促進を行います。 ○ 講座の実施
6 再掲	男女共同参画講座の開催	全市民	家庭・学校・地域・職場などあらゆる分野における男女共同参画を推進するため、男女共同参画の推進に関する各種講座を開催します。 ○ 男女共同参画推進出前講座の実施 ○ ワークショップ形式の「男女共同参画推進地域参画塾」の実施 ○ 男女共同参画推進センター講座の開催

男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

事業番号	施策・事業	対象	具体的内容
10	人権教育(男女平等)の推進	小中学生	男女平等の理解及び男女の協力についての指導の充実を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 各学年における道徳, 社会科など関連する学習を通じた指導 ○ 各学校における人権に関する教育の実施
11 重点	男女共同参画教育参考資料の改訂と活用	小学5年生	子どものときからの男女共同参画に関する意識の醸成を図るため, 小学5年生に男女共同参画の教材「かがやき」を配布し活用を図ります。また, 時代に即した内容となるよう教材の内容を見直します <ul style="list-style-type: none"> ○ 「かがやき」を活用した出前講座の実施
12	若者への性教育の充実	中学生	思春期の若者が性と健康に関する正しい知識や情報を入手し, 自らの性と健康を守るための望ましい行動が取れるような資質や能力を養います。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 性教育サポート事業の実施 ○ 性と健康に関する出前講座の実施 ○ エイズを含む性感染症予防講座の実施
13	教職員を対象とした男女平等教育の研修の促進	教職員	教職員が一人ひとりが自らの在り方を男女共同参画の視点から見直せるよう, 研修を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 人権教育研修会における講話の開催

基本目標Ⅱ 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり

男女がともに社会のあらゆる分野に参画していくためには、仕事・家庭生活・地域活動などにバランスよく参画できる環境づくりが大切です。

特に、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について自らが希望するバランスで展開できる『仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）』を図ることは、男女が職場や家庭、地域において責任を果たしながら自らの能力を十分に発揮でき、豊かさを実感できる男女共同参画社会を実現する上で大変重要な取組として注目されています。一人ひとりが望む『仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）』をめざし、市民・事業者・行政が一体となり、雇用環境の整備や男性の家庭・地域への参画促進、女性のチャレンジ支援に取り組みます。

●：重点事業

施策の方向	取り組むべき施策	施策・事業
3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への取組	(1) 雇用環境の整備と働き方の見直しの促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者向け啓発事業 ● 事業者訪問の実施 ○ ワーク・ライフ・バランスに向けた環境整備支援 ○ 男女共同参画推進事業者の顕彰・優遇 ○ 勤労者向け啓発事業
	(2) 仕事と家庭生活などとの両立支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育園・幼稚園における多様な保育サービスの提供 ● 地域における子育て支援活動の充実 ○ 介護保険事業の着実な実施
	(3) 家庭生活における男女共同参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 男性の家庭生活への参画促進事業 ○ ふれあいのある家庭づくり事業の実施 ○ 家庭教育に関する意識啓発事業の実施 ○ 家庭教育に関する学習機会の提供
	(4) 地域活動における男女共同参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 男性の地域活動への参加・参画促進 ○ 女性の視点を反映したまちづくりの促進 ○ 地域活動の担い手育成
	(5) 女性の多様なチャレンジへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性の再就職支援 ○ 女性の起業支援 ○ 女性の政策・方針決定過程への参画促進 ○ 女性の人材育成と活用

施策の方向 3

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への取組

男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などにバランスよく参画できるよう、各分野で仕事と生活の調和を図るための取組を行います。

取組むべき施策 1

雇用環境の整備と働き方の見直しの促進

事業番号	施策・事業	対象	具体的内容
14	事業者向け啓発事業	事業者	事業者を対象に事業所における男女共同参画の推進やワーク・ライフ・バランスについての理解を深める啓発事業を行います。 ○ 出前講座の開催 ○ 啓発パンフレット等の配布 ○ 勤労者向けガイドブックの発行と周知
15 重点	事業者訪問の実施	事業者	事業者を訪問し、ワーク・ライフ・バランス推進の意義と重要性についての理解を促すとともに、事業者の実態やニーズを把握し、施策に反映します。
16	ワーク・ライフ・バランスに向けた環境整備支援	事業者	事業所のワーク・ライフ・バランスに向けた取組を支援します。 ○ ワーク・ライフ・バランスコンサルタントの派遣
17	男女共同参画推進事業者の顕彰・優遇	事業者	男女がともに働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる事業者を顕彰・優遇します。 ○ 男女共同参画推進事業者表彰（きらり大賞）の実施と周知 ○ 優遇措置として入札参加資格の加点制度導入など
18	勤労者向け啓発事業	勤労者	勤労者との意見交換の場を設け、勤労者へのワーク・ライフ・バランスの意識啓発を図るとともに、現状とニーズを把握し施策に反映します。

仕事と家庭生活などとの両立支援の推進

事業番号	施策・事業	対象	具体的内容
19	保育園・幼稚園における多様な保育サービスの提供	保護者	多様な保育ニーズに対応し、仕事と家庭の両立を支援するため、育児環境を整備します。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 特別保育事業（延長保育・一時保育・障がい児保育・休日保育・乳児保育・夜間保育）の実施 ○ 広域入所 ○ 私立幼稚園預かり保育への支援
20 重点	地域における子育て支援活動の充実	保護者	身近な場所で安心して子育ての援助を受けられるよう、地域の子育て支援を充実します。 <ul style="list-style-type: none"> ○ ファミリーサポートセンター事業 ○ 一時預かり保育事業 ○ 子育てサロン ○ 心身の発達に遅れがあると思われる幼児と保護者のための相談や遊びの提供を行う なかよしクラブ ○ 保育所地域活動事業（世代間交流事業、異年齢児等交流事業、育児講座・育児と仕事の両立支援事業） ○ 保育園における園庭開放 ○ 宮っ子ステーション事業
21	介護保険事業の着実な実施	介護者	介護の負担を社会で支え軽減する介護保険制度の着実な実施を図ります。

家庭生活における男女共同参画の推進

事業番号	施策・事業	対象	具体的内容
22 重点	男性の家庭生活への参画促進事業	男性	<p>男性の家庭参画を促進するため、年代に応じた各種講座等を開催します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 妊婦とその夫を対象としたママパパ学級の開催 ○ 父親を対象に、ファザーリング（父親であることを楽しむ生き方）の啓発事業の実施および講座・セミナーの開催 ○ 団塊の世代の男性を対象とした家事講座等の開催
4 再掲	ふれあいのある家庭づくり事業の実施	全市民	<p>第3日曜日の「家庭の日」を推進し、ふれあいを通して家族の絆を深めることを促すことで、家族が協力・尊重しあう男女共同参画意識を高めます。</p>
8 再掲	家庭教育に関する意識啓発事業の実施	保護者	<p>男女が互いを尊重し理解しあうような子どもの人間形成を図るため、保護者等に教育の原点である家庭教育の重要性についての意識啓発を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報誌の発行・周知 ○ ビデオ等啓発資料の作成・配布
9 再掲	家庭教育に関する学習機会の提供	保護者	<p>家庭教育力の向上を目指し、保護者の教育能力の向上を図るための学習機会への参加促進を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 講座の実施

取組むべき施策 4

地域活動における男女共同参画の促進

事業番号	施策・事業	対象	具体的内容
23 重点	男性の地域活動への参加・参画促進	男性	男性の地域への参加・参画を促進するため各種事業を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域活動促進講座 ○ 人財かがやき支援事業 ○ 宮っ子ステーション事業での活用 ○ 団塊世代の能力活用
24	女性の視点を反映したまちづくりの促進	女性	女性の参画を促進し、まちづくりに女性の視点を反映します。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災会へ働きかけ、女性の視点を反映した防災（災害復興を含む）活動を促進
25	地域活動の担い手育成	全市民	地域で活動する市民を育成し、活動の充実を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ○ まちづくり講習会の開催 ○ DV被害者支援ボランティア養成講座など各種ボランティア講座の開催

取組むべき施策 5

女性の多様なチャレンジへの支援

事業番号	施策・事業	対象	具体的内容
26 重点	女性の再就職支援	女性	<p>出産・育児・介護などにより就業を中断した女性で再就職を希望する人を対象に再就職に必要なスキルを習得するセミナーの開催や相談などにより再就職の支援をします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 女性のための再就職準備セミナーの実施 ○ マザーズサロンとの就職情報の連携 ○ 再チャレンジ相談の実施
27	女性の起業支援	女性	<p>起業等を行いたい人を対象に各種支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 起業家支援組織（宇都宮ベンチャーズ）への支援 ○ 農村女性の起業促進
28	女性の政策・方針決定過程への参画促進	女性	<p>女性の意見を市政に反映させるため、各種審議会や懇談会委員への女性の登用を積極的に促進します。また、農業の分野において、女性農業者の経営への参画を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審議会等委員への女性の登用促進 ○ 家族経営協定の締結促進
29	女性の人材育成と活用	女性	<p>研修などにより女性の人材を育成し、各分野での活用を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ リーダー養成講座の開催 ○ 海外研修への派遣 ○ 各分野での活用促進

基本目標Ⅲ 男女が互いを尊重し 大切に作る社会づくり

男女の個人としての尊厳の尊重は、男女共同参画推進の根幹となる基本理念です。しかしながら、配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス：DV）が社会的問題として顕在化するなど、男女の人権が脅かされる状況があり、男女共同参画社会を目指すうえで克服すべき重要な課題となっています。なかでも、女性に対するさまざまな形の暴力が存在していることから、女性に対するあらゆる暴力の根絶を目指す取組を進めます。特に、配偶者からの暴力の問題は深刻化しており、平成20年1月の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」の改正を踏まえ、配偶者暴力相談支援にかかる基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置などにより、被害者の相談・保護体制の充実と自立支援の強化に取り組みます。

また、男女が生涯を通じ健康に生きる権利を守るため、ライフステージに応じた健康支援を行います。

●：重点事業

施策の方向	取り組むべき施策	施策・事業
4 女性に対する暴力根絶への取組	(3) 女性に対する暴力防止のための啓発	○ 女性に対する暴力防止のための啓発 ● DV根絶強化月間の実施
	(4) 配偶者からの暴力の被害者への支援体制の強化	○ 配偶者暴力相談支援にかかる基本計画の策定と推進 ● 配偶者暴力相談支援センターの設置と機能の充実 ○ 女性に対する暴力防止のための啓発 ○ DV根絶強化月間の実施 ○ 関係機関との連携
5 男女の生涯にわたる健康づくり	(3) ライフステージに応じた健康支援	● 男女の年代ごとの健康支援 ○ 若者への性教育の充実

施策の方向 4

女性に対する暴力根絶への取組

配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス：DV）やセクシュアル・ハラスメントなど、女性の人間としての尊厳を損なうさまざまな形の暴力が存在しており、早急に対応する必要があります。女性に対する暴力の背景には、性別による固定的な役割分担、経済力の格差など、男女が置かれている状況等に根ざした構造的な問題があると考えられています。したがって、被害者への支援はもとより、人権尊重の教育や啓発が重要です。

特に配偶者からの暴力は、社会的問題として顕在化しており、暴力の予防から被害者の保護と自立支援まで、一貫した支援が必要です。

取組むべき施策 1

女性に対する暴力（DV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、売買春、人身売買など）防止のための啓発

事業番号	施策・事業	対象	具体的内容
30	女性に対する暴力防止のための啓発	全市民	DV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、売買春、人身売買など、女性に対するあらゆる暴力の防止のための啓発を行い、女性に対する暴力の未然防止に努めます。 <ul style="list-style-type: none">○ 講座や講演会などによる啓発○ 広報誌やリーフレット等による啓発○ 若者への暴力防止教育（デートDV防止講座）の実施○ 成人式におけるデートDV防止パンフレットの配布
31 重点	DV根絶強化月間の実施	全市民	11月を「うつのみやDV根絶強化月間」とし、講演会やパネル展示など集中的に事業を実施します。

配偶者からの暴力の被害者への支援体制の強化

事業番号	施策・事業	対象	具体的内容
32	配偶者暴力相談支援にかかる基本計画の策定と推進	全市民	配偶者からの暴力の予防から自立支援まで、一貫した対策を講ずるため、基本計画を策定します。
33 重点	配偶者暴力相談支援センターの設置と機能の充実	全市民	配偶者暴力相談支援センターを設置し、配偶者からの暴力の防止および被害者の保護のための相談や自立支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 相談の実施 ○ 相談員の質の向上をめざした研修の充実 ○ 外国人女性に対する相談の充実 ○ 女性のためのカウンセリングの実施 ○ 女性弁護士による法律相談の実施 ○ DV被害者支援ボランティアの育成と活用
30 再掲	女性に対する暴力防止のための啓発	全市民	DV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、売買春、人身売買など、女性に対するあらゆる暴力の防止のための啓発を行い、女性に対する暴力の未然防止に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 講座や講演会などによる啓発 ○ 広報誌やリーフレット等による啓発 ○ 若者への暴力防止教育（デートDV防止講座）の実施 ○ 成人式におけるデートDV防止パンフレットの配布
31 再掲	DV根絶強化月間の実施	全市民	11月を「うつのみやDV根絶強化月間」とし、講演会やパネル展示など集中的に事業を実施します。
34	関係機関との連携	関係機関	配偶者からの暴力への対応を、迅速で的確なものとするため、関係機関と綿密な連携を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間シェルターとの連携 ○ DV対策関係機関ネットワーク会議の運営 ○ 宇都宮市DV防止庁内連絡調整会議の運営

男女の生涯にわたる健康づくり

男性も女性も、互いの身体的特質を十分に理解しあい、人権を尊重しつつ、思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成の前提であるといえます。

男女がともに身体について正しい情報を入手し、生涯を通じて健康を享受できるよう、男女の健康づくりを支援します。

取組むべき施策 **1**

ライフステージに応じた健康支援

事業番号	施策・事業	対象	具体的内容
35 重点	男女の年代ごとの健康支援	成人	男女のライフサイクルに応じた健康支援を行います。 ○ 健康講座の開催 ○ がん検診等の実施 ○ 妊産婦健康診査の実施 ○ 不妊に悩む人への支援
12 再掲	若者への性教育の充実	中学生	思春期の若者が性と健康に関する正しい知識や情報入手し、自らの性と健康を守るための望ましい行動が取れるような資質と能力を養います。 ○ 性教育サポート事業の実施 ○ 性と健康に関する出前講座の実施 ○ エイズを含む性感染症予防講座の実施